○中津市ケーブルネットワーク施設条例施行規則

平成21年３月24日中津市規則第４号

中津市ケーブルネットワーク施設条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、中津市ケーブルネットワーク施設条例（平成21年中津市条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（加入の申込み及び記載事項の変更）

第２条　条例第７条第１項の加入の申込み（条例第８条第１項の特別加入申込期間の間の加入の申込みを含む。）は、中津市ケーブルネットワーク施設加入申込書によるものとする。

２　市長は、前項の申込書を受理したときは、施設のサービスの提供に係る能力を検討し、加入の可否を決定するものとする。

３　第１項の申込書の記載事項に変更（条例第22条の規定による加入者の地位の承継に係る加入者の変更を除く。）が生じたときは、第１項の規定に準ずるものとする。

（設備の移転等）

第３条　条例第12条第１項の規定による設備の移転等の申出は、中津市ケーブルネットワーク施設設備移転等承認申請書によるものとする。

（利害関係者の承諾）

第４条　条例第16条第１項の利害関係を有する者の承諾は、中津市ケーブルネットワーク施設設備に関する利害関係者の承諾書によるものとする。

（納付方法）

第５条　条例第18条第４項に規定する使用料の納付方法は、原則として口座振替とする。

２　使用料の納付期限は、次のとおりとする。

第１期　４月１日から４月30日まで

第２期　５月１日から５月31日まで

第３期　６月１日から６月30日まで

第４期　７月１日から７月31日まで

第５期　８月１日から８月31日まで

第６期　９月１日から９月30日まで

第７期　10月１日から10月31日まで

第８期　11月１日から11月30日まで

第９期　12月１日から12月28日まで

第10期　翌年１月１日から１月31日まで

第11期　２月１日から２月末日まで

第12期　３月１日から３月31日まで

（加入の解除）

第６条　条例第20条第１項の規定による加入の解除の届出は、中津市ケーブルネットワーク施設加入解除届によるものとする。

２　前項に規定する加入の解除を届け出た加入者で、使用料に未納があるものは、当該届出と同時に当該未納に係る使用料を納付しなければならない。

３　加入の解除による引込設備及び宅内設備の撤去に要する費用は、市が負担するものとする。ただし、引込設備及び宅内設備の撤去に伴って生じる加入者が所有し、又は占有する土地又は家屋等の構築物の復旧に要する費用は、加入者が負担するものとする。

（サービスの休止又は再開）

第７条　条例第21条第１項の規定によるサービスの休止又は再開の届出は、中津市ケーブルネットワーク施設利用休止（再開）届によるものとする。

２　前項の規定によりサービスの休止を届け出た加入者で、使用料に未納があるものは、当該届出と同時に当該未納に係る使用料を納付しなければならない。

３　サービスの休止の期間は、１年を超えてはならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

４　第１項の規定によりサービスの休止を届け出た加入者であって、当該届出に係るサービスの休止の日から１年を経過する日までの間に、前条第１項に規定する加入の解除の届出又は第１項に規定するサービスの再開の届出をしなかったもの（前項ただし書の規定により、やむを得ない事由があると認められた者を除く。）は、当該サービスの休止の日から１年を経過する日の属する月以後の使用料を納付しなければならない。

５　第１項に規定するサービスの再開を届け出た加入者は、当該届出の日の属する月以後の使用料を納付しなければならない。

６　条例第21条第２項の手数料（以下「再開手数料」という。）は、サービスの再開の届出のときに徴収するものとする。

（加入者の地位の承継）

第８条　条例第22条第１項の規定による加入者の地位の承継の届出は、中津市ケーブルネットワー

ク施設加入者の地位承継届によるものとする。

（中津市有線テレビジョン放送番組審議会）

第９条　中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成30年中津市条例第17号）に規定する中津市有線テレビジョン放送番組審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

５　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

６　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７　放送法（昭和25年法律第132号）及び中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例並びに前各項に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（各種費用等の額）

第10条　条例第10条第１項に規定する引込工事費用の額及び条例第12条第２項の規定による引込設備又は宅内設備の移転又は変更（以下「移設工事」という。）に要する費用の額は、20,950円とする。ただし、引込設備又は宅内設備を設置し、又は移設しようとする建物等が現場事務所、仮設建物、太陽光発電施設、遠隔管理制御装置、通信施設又はこれらに類するものであって、引込工事又は移設工事に要する額が20,950円を超えるときは、当該引込工事又は移設工事に要する額とする。

２　条例第18条第１項第２号の規則で定めるインターネットサービス使用料の額は、別表のとおりとする。

（委任）

第11条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第１条、第２条、第４条、第８条及び第９条の規定は条例附則第１号に掲げる規定の施行の日から、第５条の規定は条例附則第２号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（任期の特例）

２　平成29年４月１日以後に委嘱される審議会の委員の任期は、第９条第２項の規定にかかわらず、

平成31年３月７日までとする。

附　則（平成22年12月16日中津市規則第59号）

この規則は、平成23年１月１日から施行する。

附　則（平成25年12月10日中津市規則第40号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月31日中津市規則第18号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日中津市規則第15号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日中津市規則第25号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年５月19日中津市規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年３月30日中津市規則第11号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年８月21日中津市規則第25号抄）

（施行期日）

第１条　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年７月５日中津市規則第８号）

この規則は、消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年中津市条例第２号）の施行の日から施行する。

附　則（令和３年２月10日中津市規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の中津市ケーブルネットワーク施設条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附　則（令和５年12月26日中津市規則第36号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年11月21日中津市規則第33号）

（施行期日）

１　この規則は、令和８年３月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の中津市ケーブルネットワーク施設条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に加入の申込み又は引込設備又は宅内設備の移転又は変更の申出があった場合について適用する。

別表（第10条関係）

項目		金額
放送サービス基本使用料		月額　1,430円
インターネットサービス使用料	１Ｇ（１Ｇｂｐｓ）	月額　7,370円
	Ａ（100Ｍｂｐｓ）	月額　5,500円
	Ｂ（30Ｍｂｐｓ）	月額　4,620円
	Ｃ（10Ｍｂｐｓ）	月額　3,960円
	Ｄ（２Ｍｂｐｓ）	月額　2,970円